

○山本委員長 では、時間がまいりましたので、第21回専門小委員会を始めさせていただきます。

先月、31日水曜日に開催をされました第3回総会におきまして「2040年頃から逆算し顕在化する地方行政の諸課題とその対応方策についての中間報告」がとりまとめられたところ です。

今後は、地方行政体制のあり方として、どのようなものが求められるのかについて、さらに調査審議を進めることとされました。

具体的には、中間報告の「あとがき」に即して調査審議を進め、また、現行の合併特例法が本年度末に期限を迎えることへの対応については、期限が迫っておりますので、並行して審議を進めることとされております。

本日の審議につきましては、今後の審議事項に関連する資料を事務局に用意していただきましたので、事務局に説明をしていただき、委員の皆様にご発言をいただくという形で進めてまいりたいと考えております。

審議の流れにつきましては、まずは合併特例法以外の部分に関しまして、資料1「今後の審議について（案）」及び資料2「今後の審議事項関係資料」について、事務局から説明を受けた上で議論を行います。

その後で資料3「現行の合併特例法について」を事務局から説明を受けた上で議論を行いたいと存じます。

なお、中間報告のうち、今後の審議に関する部分を参考資料としてお配りしておりますので、御参照いただければと存じます。

(カメラ退室)

○山本委員長 それでは、事務局より、資料1「今後の審議について（案）」及び資料2「今後の審議事項関係資料」の説明を求めることといたします。

○行政課長 それでは、事務局から御説明させていただきます。

まず、資料1「今後の審議について（案）」でございます。これは何度も見ていただいている紙でございますが、今、御紹介がございました中間報告、前回、総会でとりまとめました中間報告のところまで現在来ているということで、これから②の一番下のところについてやっていくということでございます。

1枚めくっていただきまして、具体的にということでは先ほどもお話がございましたけれども、「あとがき」の方に書いてあるところに沿ってやっていくということでございます。一つは「地域の枠を越えた連携」「組織の枠を越えた連携」「技術を活かした対応をとるための方策」ということでございます。さらに、地域のイノベーションを生み出す職員の育成、地方議会への多様な人材の参画についても審議し、加えまして、合併特例法が本年度末に期限を迎えることへの対応について、審議を進める必要があるということでございます。

続きまして、資料2でございます。今後の審議事項関係資料ということで1枚めくって

いただきますと、今、申し上げました広域連携、公共私、デジタル化、地方議会というところで順次資料を御説明させていただきたいと思っております。

○市町村課長 それでは、引き続きまして、広域連携について説明をさせていただきます。

これまでの地方制度調査会の答申の考え方、現行制度やそれに基づく取組につきまして、御説明をさせていただきます。

2ページでございますが、第30次の地方制度調査会の答申をつけております。これは平成25年に答申された、平成の合併が終わった後の最初の答申でございます。前年に出ました国立社会保障・人口問題研究所の人口推計で、人口が平成38年には1.2億人を下回るとか、平成60年には1億人を下回るとか、そういうショッキングな数字が出たことを踏まえて、少子高齢化が進む中で社会経済、地域社会の状況がどんどん変わっていく、そういう中であって、基礎自治体の行政サービス提供体制をどういうようにしていくのか、そういう問題意識から書かれた答申でございます。

まず第1の1で現状認識を述べておりますが、人口減少が進んでいく中で、人々の暮らしや経済の核になる都市とその圏域の形成が必要だという認識が述べられております。指定都市、中核市、特例市などの中核的な役割を果たすべき都市、ここでは地方中枢拠点都市とされ、今では連携中枢都市と名称が変わっておりますが、そういうものが必要だという認識。また、地方圏のうち、それ以外の中心的な役割を果たしている都市がある地域についても、近隣の基礎自治体との間で集約とネットワーク化を進めて、安心して生活できる基盤を維持していくことが必要であるという認識が述べられているところでございます。

また、三大都市圏については、やや状況が違うということでございまして、規模・能力は一定以上あるが面積の狭い都市が数多く存在している。要は地方圏のように中心市とその近隣の市町村という構造がないということを書いていまして、そうではあります。自主的な市町村合併や基礎自治体間の広域連携を進めることが必要であるということを書いていまして、広域連携はそれでも必要であるということを書いていまして、

また「さらに」のところでございますが、通勤、通学、経済活動等の範囲が行政区域をはるかに超えているというのが三大都市圏の特徴で、圏域全体を対象にした行政サービスの提供やその調整が必要であるという認識を述べております。

次のページをお願いいたします。基礎自治体による事務の共同処理等の現状と課題でございます。2の(1)の1つ目の段落でございますが、人口減少・少子高齢社会における今後の基礎自治体の行政サービス提供体制について、自主的な市町村合併や共同処理による市町村間の広域連携、都道府県による補完など、多様な手法の中で最も適したものを市町村が自ら選択していくことが必要であるということでございます。平成の合併の後の基礎自治体の行政サービス提供体制についての一貫した考え方、この後の答申でも、この考え方は継承されていくこととなりますが、その一貫した考え方がここで出てくるということでございます。

このページの一番下に具体的な方策ということでございまして、具体的には、今ある共

同処理の方式の他、柔軟な連携を可能とする仕組みを制度化すべきであるということが提案されていまして、後に連携協約というものがこれで制度化をされていくということでございます。

4ページをお願いいたします。具体的な方策としまして、地方圏においては地方中枢拠点都市を核とした連携、それ以外の定住自立圏の施策の対象となる地域については、その取組を一層促進すべきであるという認識を述べています。また、三大都市圏についても先ほど申し上げましたが、その中心市と近隣市町村という構造はないため、そういう意味で同じような集約とネットワークの方策をそのまま応用することは適当ではありませんが、水平的・相互補完的、双務的な役割分担を行うことは有用である、そういう方策を講ずべきであると言及しています。

また、都道府県による補完でございますが、市町村間の広域連携で課題の解決が難しい場合には、都道府県が処理をするということも考えられるのではないかとございまして、最後に、都道府県が事務の一部を市町村に代わって処理することができるようにすべきであるというように言っていて、これは後に事務の代替執行という仕組みが法制化されていくこととなります。

5ページでございます。これは第31次の地方制度調査会の答申でございまして、平成28年に答申されたものでございますが、基本的な考え方は第30次と特に変わっておりません。最後のところでございます。その後、広域連携の取組は進んだわけでございますが、圏域の中で比較的連携しやすい取組から始めることが重要なだけけれども、将来的にはインフラの広域再編のように合意形成は大変だが圏域で対応しなければいけない困難な課題にも対応しなければいけないということでございまして、現状、比較的易しい取組から始まっているが、もっと難しい課題にも取り組んでいく必要があるのではないかと認識が述べられているということでございます。

次のページをお願いいたします。共同処理の制度の概要でございます。

様々な制度が用意されておりまして、一番下のオレンジの中は法人をつくって共同処理をする仕組みでございまして、議会も設置される特別地方公共団体で事務を処理するという方式、これは戦前からある仕組みでございますが、それだけではなくて、上の青の枠組の中で、特別な組織をつくらなくても事務の共同処理ができるような様々な枠組が今では用意されているということでございます。

事務の委託のところ、件数が多いのでご覧いただきますと、6,000件以上の実績がありますが、主な内容は住民票の写しの交付とか、競艇とか、割と事務処理の基準がはっきりしていて定型的なものが多いのかなという印象がございまして。

7ページをお願いいたします。広域行政圏についてでございます。

広域行政圏の取組については、いくつかの市町村の区域全体を1つの圏域というように考えて推進する取組ということで、長い歴史がございまして。まずは昭和44年度から広域市町村圏としまして中心となるべき都市と農山漁村の有機的な結合により圏域をつくった取

組、昭和52年度からは大都市周辺でもそういう取組をしていく。あわせて、平成3年から広域行政圏という取組としてやってきまして、広域行政機構、組織をつくるということが一つの特徴でございます。一部事務組合とか広域連合などをつくって取組を行ってきたということでございます。

もう一つの特徴は、この広域市町村圏や大都市周辺地域広域行政圏は一定の人口規模の標準をつくって、都道府県知事が市町村長と協議をして、圏域設定をするという考え方でされていたものでございます。

ほぼ原則として全ての市町村がいずれかの1つの圏域に属するという考え方で取組が進みまして、実際、95%ぐらいのカバー率だったという経緯があったわけでございます。しかしながら、市町村合併により、圏域によってはもう1つの圏域に1つとか2つとか、そういうわずかな市町村数になってしまったとか、そういうこともあって広域行政機構が廃止されてしまったとか、そういうかなり実態とずれが生じてきたということで、この広域行政圏の取組は見直しがされまして、広域連携は地域の実情に応じて関係市町村が自主的な協議に基づいて取組を行うことが適当であるという認識が示されまして、国の要綱に基づいて都道府県が圏域を設定して行政機能の分担をしていくという形での広域行政圏施策については平成20年度をもって廃止をされて見直しをされているという経緯でございます。

8ページでございます。その後、どうなったかということでございますが、先ほど御説明させていただきました第30次の地方制度調査会の答申がここで出てきまして、新たな広域連携の取組を提案したわけございまして、先ほど申し上げました連携中枢都市圏とか定住自立圏による連携が一番左側の欄、真ん中の欄が都道府県による補完、一番右側が三大都市圏というようになっております。

9ページをお願いいたします。連携中枢都市圏について若干補足させていただきますと、連携中枢都市圏においては経済成長の牽引役、高次の都市機能の集積・強化、圏域全体の生活関連サービスを底上げしていくという役割が期待されていまして、地方圏において昼夜間人口比率がおおむね1以上の指定都市と中核市、そこと社会的、経済的な関係がある近隣市町村とが圏域を組むということになっております。

10ページでございます。その圏域の形成手続でございますが、広域行政圏の場合には、都道府県知事が圏域を設定するという仕組みだったわけでありまして、連携中枢都市圏の場合には、まずA市、中心市が連携中枢都市宣言をしまして、個別に近隣の市町村と1対1の行政契約、連携協約を結んでいくということで、その内容もB市、C町、D村、それぞれにあることもあるのですが、それぞれとの関係に応じて基本的な役割分担を定めます連携協約を締結することによって、結果として圏域が形成されていくというものでございます。都道府県が圏域を設定するのではなくて、中心市が社会経済的な関係の実態に照らしながら、周辺の市町村と協約を結んでいくという仕組みになっているということでございます。

取組事例で福山市を中心とします備後圏域の事例を紹介させていただいておりますが、

この一番下のところの取組内容で、例えば観光振興みたいなものもありますが、こうしたものは割と比較的どこの地域でもやっているのですが、この地域の特徴としましては、圏域全体のこども発達支援センターを周りの市町村から負担金を取って運営をしているとか、福山ビジネスサポートセンターFuku-Biz、これは福山市がエルメスの幹部社員だった方を呼んできて、福山市だけではなくて周辺市町村の企業の経営指導とかもやっていくとか、自分の市以外の市町村まで入って行って直接にサービスをするということをやっています。また、地域公共交通再編事業は路線バスとかタクシーの再編について、福山市が中心となって周辺市町村と連携して、バス路線とかタクシーの再編をする取組がなされておりま

す。11ページがこうした連携中枢都市圏の形成状況でございまして、34市（32圏域）ができているということでございます。ここまで来て振り返ってみますと、広域行政圏との違いとしましては、広域行政圏は全国画一に圏域設定をしまして、新しい広域行政機構をつくって、そこが圏域マネジメントをしていくという仕組みだったわけですが、この連携中枢都市圏というのは、平成の合併である程度市町村の規模・能力が高まったということ的前提としまして、圏域設定は市町村のイニシアチブでしていく、中心市が要となって基礎自治体が主体性を維持しながら連携をしていく、そこが大きな違いではないかというように考えております。

12ページに取組状況がございまして、様々な取組がありますが、若干気になりますのが12ページの右の方へ行きますと、例えば土地利用とか、こうした取組の取組状況がまだ25%と低かったり、道路や交通インフラの整備・維持が50%だったり、あるいは下から3番目の外部からの人材の確保とか、こうしたものがまだ16%だったり、内容によってはまだこれからかなというものもございまして

す。13ページが定住自立圏でございまして、こちらは左下の方をご覧くださいまして、人口が5万人程度以上ということでございますが、基本的な枠組は連携中枢都市圏と共通でございます。圏域に求められる役割は、経済成長の牽引とかということよりは生活機能の強化ということに重きが置かれてございまして、定住の受け皿を形成して、地方圏においてもしっかり住んでいけるような、安心して住んでいけるような圏域をつくっていかうという考え方でございまして

す。14ページをお願いいたします。定住自立圏の形成状況でございまして、ご覧のとおりでございますが、123圏域が形成されているということでございます。

15ページからは具体的な個別の例としまして、都道府県による補完・支援の例でございますが、まず長野県というのは合併が進んだ地域と進んでいない地域が分かれる地域でございます。天龍村というのが人口1,200人ほどの団体でございますが、ここの簡易水道、これは本来であれば市町村の仕事でございますが、それを県が代替執行しているという取組を御紹介させていただいております。

次のページをお願いいたします。次が奈良県でございまして、奈良県も市町村合併の事例がそれほど多くなかったという県でございますが、ここにおいては県が市町村により入

っていった支援の役割を積極的に果たしているという事例でございます。例えば、道路の維持管理業務、本来であれば市町村が自ら行う事務でございますが、これを県がまとめて事務委託を受けて、県の技術職員が実施をしている。市町村は技術職員の確保がなかなか難しくなっている現状がありますので、それを県の技術職員が役割を果たしているという事例でございます。

真ん中は消防の広域化で、一部事務組合で消防をやっているところというのは数多くございますが、その一部事務組合を組織する過程において、県が財政支援とか職員の派遣で引っ張っていったという事例でございます。

一番右側の広域医療体制の整備についても同じでございますが、既にあった公立病院を再編して一部事務組合にしていくというプロセスにおいて、県が財政支援とか職員派遣とかで積極的な役割を果たしていったということでございまして、これは「奈良モデル」というように呼ばれている取組でございます。

17ページでございますが、三大都市圏の取組でございますが、三大都市圏は合併があまり進んでいないのですが、連携の取組も地方圏に比べると少ないという状況でございますが、左下をご覧くださいますと、1団体当たりでどれぐらい事務の共同処理の件数があるかということでございまして、東京、千葉、大阪と、鳥取、長野、高知を比べてみますと、やはり左側の方が少ないという傾向があるのではないかとということでございます。

そういう中であって18ページでございます。三大都市圏での市町村連携の例としまして、千葉市と市原市、四街道市、ここは千葉市に対して四街道市、市原市は、就業者とか通学者が比較的多くて、いわば圏域に近いものが形成されているという事例でございますが、そういうところにおいては保育所の共同整備をターミナル駅の近くにおいて行うとか、そうした取組があるということでございます。

19ページでございますが、地域レベルではなくて全国レベルでの連携ということでございまして、大規模災害が発生したときには、特徴としまして特定の地域に集中的に行政需要が発生するということになりますので、そういう場合には職員を全国からその被災地域に派遣をするという取組が行われています。短期のものと中長期のものがございまして、被災直後には避難所とか罹災証明の発行とかで支援に入りますが、ここで御紹介させていただきますのは中長期の派遣でございますが、復旧・復興段階において例えば道路の復旧とか水道の復旧とか、そういう需要が生じるものでございまして、そういうものに対して全国的に職員派遣の取組が行われているというものでございます。

棒グラフをご覧くださいますと、やはり最近、大規模災害が多いということで、左側の方が派遣の要請で、それに対して充足率がその右側の方でございますが、派遣の要請件数が増えている。それに対して派遣職員数は2,100から2,200ぐらいで推移しています。ただ、これは埋まっていないところがそのまま放置されているわけではございませんで、埋まっていないところは任期付職員の採用などで確保は実際にはされているということでございます。

広域連携に続きまして、公共私の連携について御説明をさせていただきます。21ページをお願いいたします。

同じく地方制度調査会の答申の考え方から御説明させていただきますが、第29次の地方制度調査会の答申でございまして、これは平成の合併を「一区切り」とした答申でございまして、その中で「小さな自治」をこれから大事にしていこうという考え方が示されておりまして、住民自治の強化とか住民との協力を推進していくために地域自治区を制度化しているのですけれども、それを一層活用していくことが必要だということをおっしゃいます。また、コミュニティ組織、NPOなどの活動が活発に展開されているので、そういうものの活性化をしていくことが要るのではないかという認識を述べているところでございます。

また、第31次の地方制度調査会においても地域コミュニティを支える主体の役割ということについて言及をされておりますが、この中では地域コミュニティを支える主体の組織のあり方、自立的な運営のあり方、企業のコミュニティへの参加のあり方などについて引き続き検討が必要という言及がございまして。

22ページでございまして、地域運営組織。地域コミュニティを支える主体として、地域で暮らす方々を中心になって地域課題の解決に自ら取組をしている組織というのを地域運営組織と定義しまして調査をしたものでございます。

その結果でございまして、全国で4,787組織ある。前年度と比べて増えているということでございますが、23ページからの調査結果の方をご覧いただければと思いますが、23ページで設立時期をご覧いただきますと、2004年のあたりからこの棒グラフは大きく伸びているようで、これはちょうど平成の合併が進んだ時期でございまして、それが一つの契機になって地域運営組織が設立されているという傾向が見てとれるのかなということでございます。

24ページでございまして。地域運営組織の右側の方でございまして、組織形態なのですが、任意団体で設置されているものが多いのですが、法人格を持っているものについてはNPOだったり認可地縁団体、これは後ほど御説明させていただきますが、あるいは社団法人だったりということになっております。

活動範囲、次のページでございまして。どういうエリアで活動しているのかということについては、小学校区とおおむね一致するエリアで活動しているのが多いということでございます。

その次の収入源については補助金とか会費を取っているところもありますが、多くはありませんが収益事業を行っているところもございまして。

26ページでございまして。市町村が感じている課題、地域運営組織自身が感じている課題であります。どちらも多いのがやはり人の問題であります。担い手の確保が課題であるというように言っているということでございます。

27ページから自治法上の組織の制度としまして認可地縁団体という仕組がございまして、これは自治会とか町内会のような地縁による団体に対して法人格を与えるための仕組でござい

ざいまして、要件としまして許可要件、1の(3)をご覧くださいますと、地域的な共同活動を行うことを目的としているということ。それから、特徴としましては③でございまして、その区域に住所を有する全ての個人は構成員となることができ、かつ相当数の者が現に構成員となっているということでございます。具体的に申し上げますと、その区域に住所を持っている人が入りたいと言え、正当な理由がなければ、それは拒否ができないとされている団体であるということでございます。

29ページをお願いいたします。地方公務員による地域活動従事ということでございますが、人材が地域運営組織、課題であるということでございますが、地方公務員については営利企業への従事制限ということが地方公務員法上、定められておりますが、例外としまして任命権者の許可があれば、それに対して従事ができるということがございます。

その運用形態の一つとして、神戸市において地域貢献応援制度というものが制度化されていまして、右のような許可要件でそういう公益性の高い活動について従事することが奨励をされているということでございます。

30ページでございますが、今度、公益性の高い活動ではなくて民間企業との人的交流でございます。左側の方で自治体から民間企業に対して人を出すケースでございますが、一つは、自分でお金を負担して、研修として派遣をするというやり方がございます。そうではなくて、相手方の仕事に相手方の負担で出すというケースになりますと公益法人等への派遣法というのがありまして、このケースですと地方公務員としての身分を有したまま相手方、公益法人等に派遣をするというケースと、株式会社の中でも自治体が一定の関与をしている出資法人については、一旦退職した上で対象の法人に派遣をするという仕組みも用意されているということでございます。

公共私連携については以上でございます。

○行政経営支援室長 続きまして、行政のデジタル化につきまして御説明させていただきます。

この中では大きく3つの点について資料を用意させていただいております。

1つは情報システムの共同化、または標準化に関すること。

2つ目がICTデジタル化を支える人材面のことでございます。

3つ目がAIを中心とした新たな技術の導入についての資料でございます。

まず32ページをご覧くださいますと、情報システム経費、市区町村全体としてどれだけかかっているか、各市区町村ごとにどれだけかかっているかというデータでございます。基幹系システムという住民基本台帳ですとか税とか福祉といったもの、また、内部管理系のシステム、人事給与でありますとか財務の関係のシステムに係る整備経費について、平成29年度の当初予算のベースですけれども、5,000億円近くかかっているという中で、人口規模ごとの状況を見ますと、10~20万未満のところは住民一人当たりの経費というのが3,000円少しということで一番安くなっておりますが、人口規模の大きいところ、また、小さいところはそれぞれ高くなっているという状況が見てとれます。

その中でクラウド導入、その中でも自治体クラウドというように言っておりますけれども、複数の地方公共団体が基幹系システム等の共同利用を行うような形でのクラウド利用というものが最も経費が下がるということで、一番下の表のところでも赤線で囲っておりますが、そういった取組を総務省としても推進しているということでございます。

33ページをご覧くださいますと、そのクラウド化の導入の状況でございますけれども、地域によってまちまちでございます、左上の棒グラフをご覧くださいますと、これは濃い青のところは自治体クラウドということで、2以上の団体が共同でクラウドを実施しているところ、薄いところが単独でクラウドサービスを利用しているところですが、都道府県によってかなり差があるという状況がまず見てとれます。

また、右の方に団体の規模別の数字もございまして、このクラウド導入に関しましては人口規模の大きい団体の方は自治体クラウド、単独クラウド、いずれも取組がまだ比較的進んでいないという状況でございます、右下にございまして人口20万以上でクラウド導入の団体の一覧でございますが、自治体クラウドについては、中核市については2団体、それ以外でも20万以上だと全体として4団体しかないというような状況でございます。

そういう状況の中で、34ページ、35ページでございますけれども、今年の政府の様々な閣議決定文書の中でも、この課題につきましてどうやって集約化、または標準化・共同化していくかというような点について、それぞれ文章が出てございます。

まず34ページでございますけれども、これは骨太の方針の2019でございますが「国及び地方自治体等の情報システムやデータは、集約・標準化・共同化し」といった文言、また「地方自治体等の情報システムについては、財源を含めた国の主導的な支援の下で標準化等を進め」といったような文言、さらに「自治体クラウドの広域化や大規模団体のクラウド化を計画的に推進する」といったような文言が入っております。

また、35ページの成長戦略のところでも、住民記録システムなどの自治体情報システムの標準化、または業務プロセスの自治体間比較を通じた標準化モデルの構築を2019年度から進めるといった取組が書かれているという状況でございます。

そういった中、36ページをご覧くださいますと、これは地方の自治体の側からもこういった声は出ているということをご覧くださいますけれども、国と地方の協議の場で、これは6月6日に行われたものでございますが、知事会の会長からはAIを活用したシステムについては、個々の団体で開発するコストを負担するのは厳しい。国がその共同開発の枠組を呼びかけてほしいというようなご発言、また、市長会の会長からは、例えば住基システムなどは全国同じであるから、これは国で標準化してもらいたい、モデルパターンをつくってもらいたいといったご発言があったということでございます。

それに対して総務大臣からは、地方公共団体、事業者、総務省の三者で住民記録システムの標準化について検討する場をできるだけ早期に設けたいというご発言もございまして、今週の月曜日ですけれども、システム等の標準化検討会を始めさせていただいたところで

ございます。

続きまして、人材面の話でございますけれども、37ページをご覧くださいますと、自治体の情報担当職員の仕事ですが、これまではシステムの構築とか保守管理が主であったわけですが、これからは情報・データの利活用、またはAIとかRPA、新しい技術の活用まで多様化しているという中で、新しい技術を使わなければいけない、また、例えばEBPM（証拠に基づく政策立案）といったことに関心は皆さんお持ちなのですが、取組を推進している団体は非常に少なく、関心はあるが特段の取組は行っていないという団体が多い状況でございます。

そういった中で、38ページでございますけれども、公的な研修機関によるICT関係の研修の例を表にさせていただいておりますが、例えば自治大学校におきましては、地方公務員の研修モデルということで、ICTによる業務改善などを含め、具体的に検討していただいているということで、ここでの研修のみならず、各地域において、こういった研修のモデルを使っていただくということも考えられているということなのですが、ただ、地方公務員全体の数から比べて、こういった取組は増えてはおりますが、研修といった機会が十分なのかどうかということを考える必要があるのではないかと考えられます。

また、39ページですけれども、これもその中の一つが自治体CIOの育成研修といったことでございますが、受講者数といっても、やはり数十名単位ということでございますし、あと地域情報化アドバイザーということで最大3日まで専門家の方を各自治体に派遣するという仕組がございます。それも数は増えてきておりますが、平成30年度で237団体ということで、まだまだ全体のことを考えますと十分なのかどうかということが課題になるかというように考えられます。

40ページでございますけれども、CIO、CIO補佐官、これは以前、御説明させていただきましたが、外部の人材を任用している団体というのは非常に限られているというデータでございます。CIO、CIO補佐官を外部から任用している自治体数は、都道府県では8つ、市町村では37ということでございます。

続きまして、新しい技術、AI等の導入の状況ということでございます。チャットボットとか議事録作成といったようなものが中心ではございますけれども、一定規模以上の団体を中心に導入されつつあるということでございますが、右下の円グラフにございますように、指定都市以外の団体におきましては、まだ検討もしていないというような団体が非常に多くなっているという状況でございます。

42ページですけれども、費用面のことでございます。まだ新しい取組でございますので、実証実験段階の団体が多くて、無償の導入といいますか、実験段階なので無償ということがかなりの団体で出ているということでございます。今後、実装していく段階では予算額を確保していくことが課題になっていくだろうと思われま。

そういった中で43ページでございますけれども、国の方でもAI等、新しい技術の共同開発とか利用を促進するような取組も始めてございまして、例えば下のオレンジの部分です

が、革新的ビッグデータの処理技術導入推進事業ということで、新たなAIサービスを共同利用できるような環境を整備するために自治体と事業者のグループによる提案公募をして、それを他の団体にも広げていけないか、また、スマートプロジェクト事業とございますけれども、こちらは業務プロセスの標準化をしながら、これも複数団体ですが、AIとかRPAをその中でどれだけ使っていけるかということをそれぞれの団体で考えていただくといったような取組を今、始めているところでございます。

以上でございます。

○行政課長 続きますして、地方議会についてということで御説明いたします。

冒頭にありますのは、第31次の地方制度調査会の答申ということで引用させていただいております。そこにありますように、下線を引いているところですが、監視機能、政策形成機能等を担う議会の役割は重要であるということ。一番下のところですが、他方、市町村合併等の影響もあり、議員数が減少している。投票率は低下、無投票当選の割合が増えていること等に見られるように、議会に対する住民の関心が大きく低下しており、なり手不足が深刻化しているということが言及されております。

その上で、また下線の部分ですが、次のページですが、議会制度や議会運営のあり方、議員に求められる役割及び幅広い人材の確保という観点から方策を講じる必要があるということで、ここでは項目だけ取り出ささせていただきましたが、一つは、議会制度や議会運営のあり方ということで、議会の招集、議決事件がどうあるべきか、予算審議、決算審議について議会がどのように関与していくのか、それから、議会活動に対してどういう支援を充実させていくべきか。もしくは、議会の活動について、どうやって情報発信していくのか。また、議会の活動について住民がどのように参加していくべきなのか。小規模な市町村における議会のあり方。

(3) ですが、議員に求められる役割ということで、議員の位置づけ・役割を法的に明確化すべきではないかという議論でありましたり、あとは議員活動の透明性の確保をどのようにするのか。

(4) ですが、幅広い人材の確保という観点から、議員や議会に対しての住民の理解をどうやって深めていくのか、多様な人材の参画をどうやって得ていくのか。または立候補に伴う各種制度の整備が必要なのではないかというようなことが論点として挙げられております。

もう一枚つけましたのは、先ほどの話の中にも少し出てきましたが、小規模な市町村におけるという言葉も出てきましたが、47ページにありますのは、一口に議会といいますが非常に人口規模に応じてかなり違いがある。1人の議員の方が頭割りですが、平均住民数ということで上から4つ目に書いてございますが、かなり差があるとかという基本的なファクトということで御紹介させていただきました。

説明は以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、今後の審議事項につきまして、御意見等をいただければと存じます。

非常に盛りだくさんの内容ですけれども、特に区切ってということはせず、本日はどこからでも結構ですので御意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。事実関係等についての御質問でも結構です。

それでは、伊藤委員、お願いします。

○伊藤委員 最初の広域連携に関してです。

定住自立圏や連携中枢都市圏について御紹介いただきまして、その基本的な考え方は、中心的な役割を果たす都市が自主的に手を挙げて近隣と連携協約等を結んで圏域を構成するということです。現状の考え方としては、恐らく三大都市圏以外ということですから、東京一極集中をはじめとする人口動態等に対して、やはり一定の歯止めをかけるという目的でつくられた仕組だというように理解しています。

その上で、今回のこの中間報告でも示されている2040年頃から逆算して顕在化する諸課題に対応するという観点から、こうした一つは中心性を持った、あるいは中枢性を持った圏域という考え方を進めていくのかどうか。現状の定住自立圏や連携中枢都市圏という仕組自体の延長線上で考えるのか、それとも、そこだけではやはり足りないという部分があるのかどうかということを検討する必要があるのではないかと個人的には思っています。

一方では、現状の仕組として一部事務組合とか広域連合といったような仕組がありますが、こちらは特に中心的な役割を果たす自治体を想定しているわけではなくて、ルーチン的な業務を共同で処理していくという考え方であって、その2つの間でどういうように制度設計を今回の問題に対応する形で考えるのかというのが一つポイントになるのかなと個人的に思っています。

その上で、例えば連携協約の仕組というのは入れられているわけですけれども、これが実際、どれぐらい活用されているのかという点とも関係するのですが、18ページに千葉市の水平連携の仕組を御紹介いただきまして、こちらは基本的には連携協約等は使わずに事実上、協定などを結んでやっている取組なのか。この点、確認したいということと、恐らく現行法、現行の地方自治法に定められた色々な仕組を使わないで実態として連携しているという事例というのはたくさんあると思います。自治体が必要に応じて連携していることだと思うのですが、それだけではやはり今後の課題に対応できないということを示す必要が恐らく議論の中では出てくるのか。

逆に言いますと、2040年に向けた制度的な仕組を考えると、自治体の自主的な取組だけに任せていると様々な課題を克服できない、解決できないということについて、もう少し色々情報提供いただきながら審議を進めていく必要があると思っています。

この千葉市を中心とする取組の事実関係について、教えていただければと思います。

○山本委員長 ありがとうございます。

今、1点、千葉市の例が18ページに出ておりますが、これに関して質問がございましたので、いかがでしょうか。事務局からお願いできますか。

○市町村課長 事実確認して、また追って報告をさせていただければと思います。

○山本委員長 ありがとうございます。

ここだけでなく、まだ他の実例についても色々議論していく上で必要な実例等を事務局から提示していただきながら議論を進めることが必要ではないかと思いますが、さらに今の点でも結構ですし、あるいは他の点でも結構ですが、それでは、武藤委員、お願いします。

○武藤委員 連携の仕組は小さなところから大きなところまで制度的にはできているのではないかと思うのですが、実際に連携中枢都市圏は32圏域で、定住自立圏は131市で123圏域と書かれていますね。こうしたものを合わせていったときに、空白になる区域というのはどのくらいになるのか。そして、その中で都道府県による補完・支援というのはどの程度、空白になる地域で行われているのかというような資料はございますでしょうか。

以上です。

○山本委員長 その点も事務局からお願いできますか。

○市町村課長 まず、空白区域の話についてでございますが、今までの地方制度調査会の答申の中でもその言及がございますが、中心市からやはり距離が離れている地域、例えば中山間地とか離島とか、そういうところというのはありまして、そういうところはなかなか社会経済実態として中心市と社会的・経済的な関係がある地域というようにはいかなく、圏域が組みにくいという地域はあろうかと思えます。

その他にも三大都市圏というのはそもそも制度として、この制度というのは伊藤委員がおっしゃいましたけれども、三大都市圏ではない地方圏において経済成長の牽引役とか、安心して生活できるような地域をつくっていく、こうした政策目的で形成されている圏域でございますので、三大都市圏は基本的に対象外になっているということでございます。

都道府県による補完・支援については、いくつか事例を本日も紹介させていただきましたが、都道府県というのは本来の業務として市町村を支援する、補完するということがございますので、その都道府県が補完している事例、支援している事例という、恐らく何らかの形でこの地域でも補完とか支援をしているのだらうと思いますが、その密度の問題になってこようかと思えます。

本日、御紹介させていただきました長野県や奈良県の事例というのは、我々の感覚として、やはり通常の都道府県と市町村の関係よりも一歩踏み込んだ取組をやっているというように思われる事例として御紹介させていただいたところでございます。

○山本委員長 よろしいでしょうか。

○武藤委員 はい。

○山本委員長 これから議論していく上で、さらに必要な資料等を提示していただくことになろうかと思えます。渡井委員、お願いします。

○渡井委員 私も事実について1つ確認をさせていただきたいと思えます。

公共私の連携のところにある認可地縁団体制度についての御説明ですが、全国の市町村

の85%に所在しているということをお示しいただいております。この数字の評価ですけれども、私はかなり大きな数字となっているという印象を受けました。そこで、どのような地域で認可地縁団体制度が多く取り入れられているのか、どのような条件がそろっているところなのかということに関心を持ちまして、といいますのは連携ということを考える上では、やはりコミュニティが成り立っているということが前提になると思いますけれども、人口の減少が大きいところでもこれが活用されているということであれば、コミュニティづくりにとって有益な制度であると思います。

例えば相続などの結果、相続人はその地域を離れてしまっていて活用されていない土地などの資産がありますと、管理などをめぐってトラブルにもなりがちでしょうし、何よりもその地域が廃れてしまうというところがあると思いますので、この認可地縁団体制度がどういところで積極的に取り入れられているかということをお教えいただければと思っています。よろしく願いいたします。

○山本委員長 それでは、お願いします。

○市町村課長 認可地縁団体制度は地縁による団体、自治会とか町内会、あるいはそれに限らない様々な地域に住んでいる方々の組織が法人格を取り得る制度なのですが、もともと経緯といたしましては、法人格を持たずにそういう団体というのは活動されてきた。しかしながら、自治会、町内会などで不動産登記をする必要があった。その不動産保有をめぐる色々なトラブルがありまして、要は代表者の名前で登記をするものですから、どちらに所有権があるのかということでトラブルになることが多かったということで法人制度として導入されたということがございますので、先ほど申し上げましたように、全国で地縁団体の数そのものは30万近くあるのですが、その中で法人をあえてとらなければいけないというところが5万ぐらい、6分の1ぐらいですけれども、そういうところがこの法人格、法人制度を活用しているということございまして、それが市町村の85%に所在しているということでございます。

人口減少している地域でも活用しているのかということについて、しっかりとした統計のようなものを持ち合わせているわけではないのですが、かつて色々事例を調べた中には、例えば今、私が手元で持ち合わせがあるものとしましては、三重県の名張市で錦生自治協議会というのがありまして、まさに地域運営組織というように言われているものでございまして、地域の住民の方々自らが地域の課題の解決に取り組んでいるような活動をしている法人でございまして、こうしたところは、いわゆる自治会ではございませんが、認可地縁団体というようにして法人格を取って取組をしているということでございます。今、手元にあるものでまずは御紹介させていただきました。

○渡井委員 ありがとうございます。

○山本委員長 さらにいかがでしょうか。

それでは、大屋委員、お願いします。

○大屋委員 一つは先ほど伊藤委員、武藤委員からもお話のあったところではあるのです

が、これまでの連携中枢都市圏にせよ、定住自立圏にせよ、やはり中心となる自治体が必要であるという条件がかかっている、その結果として、人口の分布とか自治体の分布によっては非常に対応しづらい地域があるということは多分指摘されるのだろうと思います。典型例は、県が頑張っている例として挙げられている奈良県でして、要するに人口の多い自治体が全部北西部に集中しているので、それ以外の地域では中枢になるような都市がないという状況なのだと思います。

こうしたものを奈良のように都道府県の方が頑張って補完するという方向での解決策を考えるのか、あるいは今のような中枢のある圏域ではなくて同格のやや言い方は悪いかもしれませんが、小規模の市町村がグループとなって何かをするというような形での制度を考える必要があるのかというようところが一つの論点になるのかなと思っています。

それと、もう一つは、この水平垂直の連携を進める際のバックグラウンドとして必要なのが情報化、IT化の推進とその統合ということでして、情報の集積とか分析の仕方であるとか、それを扱うシステムというものを可能な限り統合しておくことが水平垂直の連携を効率的に行うために必要であろうと考えれば、この2つの課題は非常に密接に関わっているものだと考えるべきであると思いますし、もう一つ言うと、情報とシステムを統合したときに残る問題として、法制度のことを踏まえておく必要があるかと思っています。というのは、特に個人情報について、現在は自治体の保有するものの扱いが各自治体の条例に委ねられている状態になっておりますので、場合によっては、その条例が水平垂直連携の障害になり得るということを一応念頭に置くべきであろうと思います。

EUとの間の十分性認定に関しても、実はこうした経緯があって公的セクターが外れているというような問題が生じているものですから、この点について一応踏まえておくべきかと思いました。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

IT化の方にも話を進めていただきましたけれども、さらにいかがでしょうか。

それでは、谷口委員、お願いします。

○谷口委員 ありがとうございます。

今の大屋先生のお話に関連して、行政事務のデジタル化ということと、また標準化ということが進められると、先ほど御指摘のように効率性が上がって素晴らしいことと思います。

総務省が行われた調査によると、現在では1～2割の自治体がAIないしはRPA等の施策を導入されているかと思うのですが、ある意味、先進的なところが自分たちで工夫して頑張っている面があるので、それに対して、そういった人、資材、色々な技術の差がある地域では、なかなか自分たちで構築するのが難しいので、国の方で統合的なものを整備されるというのは素晴らしいと思うのです。

一方で、既に頑張って自分たちがつくったものが無駄になってしまうようなことがある

と非効率的であったり、あるいは他の自治体が、国が何か標準モデルをつくってくれるまで待ってあげばいいといった姿勢になってしまうこともあるかもしれませんので、資料の43ページにありました、ICTの共同導入を進めるための業務プロセスの標準モデル、どのようなものをつくろうと国が考えられているのかは、もし固まったら発表して、これに関しては国が統合的なものが用意できるというような形で言うと、自治体もそれ以外のところはやろうとか、使えるのではと思いました。あるいは本当は先ほど御指摘のように統合的なモデルを使う方が全体の接合性が高まっていいと思うのですが、せっかくつくったものをこれからも使えるようにできるのかどうかとか、自治体に不安がないようにリードされるとよいかとも思いました。

もう一点は、今までの議論の中で様々な技術革新によって地域課題を解決できるという希望が出てきましたが、ここで資料に示されているのは、いわば行政事務のIT化ですけれども、政策自体に対して情報技術だけではなくて先端的な技術がどう解決し得るのか。この中でも本当にたくさんの地域課題が挙がっていたのですが、地域によって共通の課題はありますね。よく議論になった保育所のマッチングの問題であるとかは、1回それができ上がると他の自治体にも展開可能なものだと思うのですが、例えば地域の市街地のスポンジ化のようなことも全国的に共通であるが、では、こういった問題には何か標準的に技術で対応できるような策があるのか。もし一つ突破口ができれば、横展開できるようなものであれば、それは本当に地域課題に対する技術的な解決というのが非常に速やかにこれから進むのではないかという印象を得ました。

もう一つは、議会についてということで、これはこれだけで非常に大きな論点になりそうな話なのですけれども、一番考えていくのに難しい点は、都道府県とか市区町村といった非常にレベル感の違う議会が同じように課題を論じることの難しさ。なり手不足にしても、議会の活動にしても、政治性を持つのか、持たないのかといったことにしても、あまりにも規模感が違い過ぎると一律に論じにくい。しかし、分けて論じると、それはそれで御抵抗が生じる面もあると思うので、どういったことを地制調で議論していくのか、もう少し何か今年の突破口があるといいなと思いました。

○山本委員長 ありがとうございます。

さらに議会のことについても言及をしていただきましたけれども、さらにいかがでしょうか。

それでは、田中委員、お願いします。

○田中委員 田中です。ありがとうございます。

これまでの地域運営組織のところを御説明いただいて、認可地縁団体制度の多様さがよくわかりました。これまでの事例においては、地方公共団体と民間企業の人材の往復的な印象がありますが、今回の課題を踏まえますと、新しい運営組織体づくりが大切で、課題解決プラス地域の事業を創出していくような組織体ができ得るのかどうかを検討できればと思います。

そうすると、例えば外部から、都市部から人材を呼ぶということができるかもしれませんが、若者の雇用の場にもなるかもしれませんが、他の地域との離れたところ、地域の枠を越えた連携も、そのような組織体があれば可能になる主体として動けるのではないかと想像いたします。

もう一つ、行政のデジタル化と広域連携との関係性をどう考えるかというところなのですが、すけれども、共通基盤、データベースの共有というのは国全体でというのをつくることは費用の効率化の観点からもすばらしいし、その方向もあると思うのですが、私も色々な自治体の方とお話すると、現場での課題も実感するところです。RPAを入れ、業務効率化に向けたデジタル化を個別に進めているところはあるのですが、全体の地域のあり方のようなことではなくて、部分部分の最適で入っているような印象です。

地域のデジタル人材に関しては、地元の工業高校、高専を卒業して優秀なデジタル人材を育成できますし、地元で適切なツールなどが開発できるスタートアップなどをそこに組み込んでいくこともできるかと思えますので、柔軟な形で行政のデジタル化を考えた方がよいかと思っています。

デジタル化の推進は、同時に行政の職員の方と関わる人の働き方改革になって、それが生産性革命になります。地域の課題、担い手の不足など、なかなか前進しない課題対策が、ここでデジタル化によって大きく進むタイミングにできるのではないかと期待できます。

住民のニーズや地域の課題・問題をリアルタイムで集め、それを生かす地域の事業も考えられる大きな節目ととらえたいと考えます。

○山本委員長 ありがとうございます。

横田委員、お願いします。

○横田委員 まず総会を受けての感想です。総会の際に地方六団体から合併に対する警戒心が、多く出てきた印象です。本日、多様な選択肢の中から自主的に御選択をいただくという方針が今後も続くということがわかりましたので、選択肢を色々な側面でどう提示をしていくのかという議論が進んでいくと認識いたしました。

私の方からは、人材とデジタル化からお話します。今、実証実験段階で、AIの導入やRPAが実際に導入段階でコストがかさむのかというお話がありました。おそらく、コスト面で立ち消えになるケースが多々あると思われます。個人的な問題意識では、公務員の方はどちらかというと時間当たりの生産性という意識がやや薄い印象がありまして、時間で何とか自分たちが頑張れば解決できるというところに立ちがちです。また、強いられているケースもあります。

これは公務員の話ではなく某民間企業の一例です。交通費削減の話で、先日、おもしろい、不思議なことをしているなど思った会社がありました。JR沿線にあるお客様の先に行くのに最寄りが大手町駅で、東京駅まで歩くと1本で乗り換えなしで行くから地下鉄代がかからずに済む。企業側は160円払うのだったら自腹というルールだそうです。その分、大人4人が東京駅まで10分ずつ往復で歩く。その時間に対するアウトプット意識の薄さと、

そもそも自腹で交通費を払わせるのはいかなものかというように思いました。働き方改革という側面ももちろんありますけれども、人が少し頑張ればの積み重ねのコストと導入コストというのをきちんと見極めていくという癖づけも、すごく必要なのではないか。システム導入の際、連携をとりながら導入コストを下げ、人が頑張れば何とかなるといところから脱却させるような仕掛けというのも必要なのではないかというのが問題意識です。

2点目は、民間企業との人的交流です。地方公務員の地域活動とか公的活動の点で、一人複役の先行例があれば教えてください。挙げていただいた例では、どちらかというフルタイムで何年間、どこかの組織に行ってもら、来てもらうというお話です。例えば週2公務員など、経産省で週1、民間からお一人来てもらっているというニュースを先日見かけましたが、より柔軟な人的交流の制度が、先々を見据えると可能な仕組方がいいと私は感じているのですが、現状、弾力的な対応が可能な事例があれば教えてください。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

公務員制度の話が少し出ましたけれども、それでは、お願いします。

○市町村課長 所管は公務員部なのですが、わかる範囲でお答えをさせていただければと思います。

今、おっしゃったフルタイムではなくて週2日とか週1日とか、そういう形で民間企業と例えば地方公務員の間を両方かけ持ちするというのであれば、恐らくそれは常勤ではないということ、非常勤の職員ということになるかと思えます。そのときに、地方公務員法が適用される一般職の職員というやり方と、適用されない特別職というやり方とどちらの方法にするかということがありますが、そこで特別職という位置づけができるのであれば、それは地方公務員の服務がかからないということになりますので、兼業禁止の対象にもならないということなのかなと思ってしまして、経産省の事例とおっしゃいましたが、そういう仕組の可能性もあるのかなと想像しております。

○山本委員長 ありがとうございます。

この点については、さらに議論する際に、事務局でさらに色々な資料を出していただき、まとめていただければと思いますけれども、さらにいかがでしょうか。

それでは、大橋委員、お願いします。

○大橋委員 中間とりまとめが終わって、ここから具体的な制度論等に入っていくということで、まず広域連携について、個人的な感想としては、第31次の地制調までの中で自治体間の連携方法についてはかなり色々な手が尽くされてきたのではないかと考えています。連携協約という仕組なども導入されて柔軟に自治体の意思を尊重しつつもできるようになってきていて、そういった中で、第32次の地制調として新しい切り口で言えることは何なのだろうかと考えていました。

先ほどの大屋委員の分類で言うと、中心がある連携については、今までも相当色々考え

られてきたのかなということがあるのですけれども、一つ思ったのは、今でも連携が進んでいるところでも比較的やりやすいところにばかり集中してしまっているのも、その合意形成が難しいところをどうやって連携していくのかということの仕組みについて考えるというのとは一つあるかもしれないということです。

先ほど大屋委員の意見で賛同したのは、これまでは中心のないエリアについてどうということについてはあまり考えられてこなかったような気がしますので、その点について考えるというのも一つ大事ではないかと思いました。

それから、これまでは三大都市圏とそれ以外という区分で考えられてきたような気がするのですが、これは中間とりまとめにも少し出ていましたが、三大都市圏の中でもやはり東京圏の問題の特殊性みたいなものがこれまでの調査で明確化されてきているのではないかと思います。なので、三大都市圏、さらには東京圏というので、三大都市圏というので一くりにせず、その中でも状況を細かく見ながら考えた方が良いのではないかと思います。

もう一点なのですが、これは資料の中で言うとどこに位置づければいいのか私もよくわからないので、この辺は事務局にも考えていただけたら助かるのですが、第31次地制調の提言の中で、市町村間の事務の新しいやり方として、地方独立行政法人をつかって、そこで事務をするという仕組みの提言があって、これは実際に地方独立行政法人法の改正で制度化されていますので、この辺の動きもきちんと念頭に置きながら議論していく必要があるかと思いました。

以上でございます。

○山本委員長 色々な点についてありがとうございました。

それでは、武藤委員、お願いします。

○武藤委員 先ほどの空白地域というか連携空白地域と言った方が正しいかなと思いますが、連携中枢都市圏でこの資料によると304団体、市町村ですね。定住自立圏で554団体、合計で858団体が加わっているので、全体の1,700というところから考えてきて三大都市圏を除外すると4分の1ぐらいですから400ぐらいなのかなと思っているのですが、連携に加わっていない市町村をリストか何かでつくっていただけると、そして、なぜ連携に加わらないのか、加わらない理由で、連携しなくてはいけないような問題がないということはないと思うのですが、連携する必要がないと考えているのか、それとも、連携するところがないのか。その中で都道府県がどういう支援をして、都道府県が支援しているところは除いてもいいわけですが、そのような資料が出てくると日本全体の中の連携の状況みたいなものが見えてくるのかなというように思った次第です。御面倒でもよろしく願いいたします。

○山本委員長 ありがとうございます。

本日、さらに議論する際にこうした資料をそろえてほしいといった要望が事務局に対して色々寄せられておりますので、それはまた議論する際に用意をしていただければありが

たいと思います。

それでは、大屋委員、お願いします。

○大屋委員 先ほどの横田委員の御発言に触発されて2つのことを言おうと思うのですが、AIとかデジタル技術の活用が進むときに、それができるだけのか、AIというのは導入すればいいというものではなくて、そのコストとのバランスがとれないといけないので、そのコストがとれる大きさというものが、コストのバランスがとれる自治体のサイズや能力が規定されてくる側面があるのではないかということをおもっています。

具体的に言うと、普通は、技術は規模の経済がありますから、大きな自治体ではコストのバランスがとれるし、それを支える人材もいて、そういう技術の活用が進む。これに対し、小規模自治体ではお金もなくて人もいないのでなかなかそれが進まないという傾向が生じることが予測されます。

実は大学の方でヘルスケアデータの関連の事業に関わっているのですけれども、やはりそういうことをやる時に話を聞いてくれる、相手をしてくれるのは先進的な大規模自治体。具体的に言うと川崎市さんとかそういうところになってしまうので、そういうところからいち早く進んでいく結果、取り残されるものが出るのではないかということが懸念される。

先ほど田中委員がおっしゃったことも、私、内容はそのとおりで思うのですけれども、例えば高専にせよ、大学の工学部にせよ、全国津々浦々の市町村にあるわけではなくて、大体そろっているよねという単位は県になると思うのです。都道府県だとあるよねというぐらいにはなるのですが、そうすると、コスト的にバランスがとれて能力のある人材がそろえられる単位というものと何かをやる単位というのがこのまま放っておくとずれてしまし、その中で力のないところが取り残されていくということになりはしないか。

これを例えば県に、県ぐらいだとバランスがとれるので、県が何とか頑張っって統一して実施してほしいという方向に持っていくということもあり得るかもしれないし、先ほどの話ではないですが、やはり中小の自治体が頑張っって連合して、こうしたものについては取り組んでいくのだということを支援する仕組をつくるということも可能かもしれません。このあたりのことも考えてみる必要があると思いました。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

色々重要な御指摘をいただいておりますけれども、さらにいかがでしょうか。

それでは、市川会長、お願いします。

○市川会長 今後の議論を進めていく上での考え方といいますか、総会を含めた今までの議論を聞いていても、我々は、2040年からのバックキャスティングで、それに対応するための仕組をどうするかという議論をしてきたわけですが、平成の合併を受けて、当時としては目の前にある色々な問題解決のためには、やはり合併という手段が必要であったということで、国の指針ですとか構想とか数値目標なども含めてやっていった。

そういうことを経て、今はそういう形から各自治体の自主性に基づく連携の仕組に方向がシフトされて、色々な連携の仕組ができてきて、それに取り組んでいるところだと思うのですけれども、今の各自治体での連携についての議論は、やはり今、困っていることをどうのように解決するかということが中心でなされている。しかも、それが本当に住民も含めた形でコンセンサスのある中での課題解決の連携の仕組かというところではなくて、むしろ、用意された色々な仕掛けにとりあえず参加するところから始まっているという感じがあって、実態としてそれが問題解決につながっているかどうかというところの評価が十分にされていないのではないか。やはり見える化という部分が不十分なために、地域によって連携がうまくいっているところと、そうではないところの差がかなり出てきているというのがあるのかなと思います。

我々が議論しているのは、今困っていることをどう解決するかという観点ではなくて、この第32次の地制調では、2040年から見たときに考えられる問題を解決するための仕組はどうかというところの議論が必要だと思いますので、現状の仕組を検証する場合も、そういう視点で2040年からバックキャストしたときにこの仕組で対応できるのかどうかということは考え方として持っておく必要があるかなというように思います。それが1点目です。

2点目は、やはりそのために、地域の未来予測をつくって、それを共有化することで議論していこうというところなのですけれども、その辺の部分が今後、議論の中でどのように展開されていくのかという点。実際に未来予測をつくることを国がお手伝いすることになっていきますけれども、具体的にそれがどのような形で各自治体に提供されるのかということは、やはり今後しっかり我々も議論する必要があると思います。

あと3点目は、そういう展開をすると、2040年に向けてのデジタル化がどのようなようになるか、あるいは働き方改革で職員の働き方がどう変わってくるかということによって、職員の民間への配置ですとか色々な考え方も変わってくると思いますので、これからの議論の中で、ぜひ我々としては2040年を常に意識した上で、各地方自治体が自主的に問題解決に取り組めるような仕組というものの視点は持ち続けて議論したいと思いました。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、大山副会長、お願いします。

○大山副会長 色々ありがとうございました。

まず連携の方なのですけれども、皆さんがおっしゃったことに私も大体賛成で、既に色々な制度が準備されているので、そこを抜本的にどうこうではなくて、一つは既に中心市があつてまとまっているところをもう少し意味のあることというか、実質的な内容を持たせるということ。

もう一つは、2パターンあると思うのですが、例えば奈良の南部のような市がないところと、逆に東京のようにドングリの背比喩的な市がずらっと並んでいるところと、そういうところでどうやって連携していくかという2つの側面をもう少しやるということかなと

思いました。

どちらにしても、私は一つ鍵になるのは、災害対策が両方とも連携を推進するきっかけになるのではないかと考えています。中心市がないところでは、割と自発的な取組で連携しているところはあるようなのですけれども、そういうものだとして継続性がないのです。だから、そういったところにも連携協約のような仕組みを使えるのかどうか、使いにくいところがあったらどこか変えるところがあるのかというようなことも議論したらいいのではないかなと感じました。

もう一つ、地域運営組織のことなのですけれども、認可地縁団体制度というのは割と旧来型の町内会的なところで法人格が欲しいというのでできた制度だと思うのですが、一方、もう少しそれこそベストミックス的な色々な人が関わっていく、一人複役で関わっていくような新しい地域運営組織の方についても、これは本当はNPO法人になればいいのですが、なかなかそれが進んでいなくて困ってらっしゃるというようなことがあるのであれば、認可地縁団体制度みたいなものをそちらにも用意してあげるといことも一つなのかなというように思いました。

以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。さらにはございますか。

おおむね、本日は、一通り御意見をいただきました。かなり共通する部分もあったのではないかと思います。

連携に関しましては、今、大山副会長から適切におまとめをいただいたのですが、一つは、現在の広域連携の仕組みについては8ページですか。ここに連携中枢都市、都道府県による補完、三大都市圏とありまして、さらに定住自立圏の話がその後に出てきておりますけれども、私たちの議論の前半の部分で、地域の多様性ということが出てまいりました。それに現在の仕組みが十分対応しているかという問題が一つあるかと思えます。

先ほどの例で申しますと、三大都市圏の中でも例えば東京圏は少し特別に考える必要があるのではないかと、特に中心があるわけではない地域に関してどう考えるのか。それを単に都道府県による補完というだけで考えていいのだろうかといった問題があるかと思えます。あるいは、そもそも都道府県の役割に関してもさらに詰めて考える必要があるかと思えますし、前半の議論との関係で申しますと、ここではこうした課題がある、こうした問題を解決する必要があるということから議論を進めようとしているわけですが、そういった2040年に向けての課題を解決する、こういった課題が深刻化する、これを解決していかななくてはいけないということに、現在の制度あるいは制度の運用が十分対応しているかということを見ていかななくてはいけないと思えます。

一応、制度そのものは現在でも用意されているけれども、それが例えば今、話にありました災害対策であるとか、最初の事務局からの説明にありました土地利用とか、こういった部分ではまだ連携中枢都市圏の取組がそれほど進んでいないといったことがありますの

で、前半で提示をいただいた課題を解決していく上で、現在の仕組あるいは現在の運用が十分か。もしそれが十分でないとすれば、どういったところに問題があるかというところから考えていかななくてはいけないのではないかと思います。

どう考えるかという際に市川会長から見える化という話がありました。あるいは後の論点の方で公共私のベストミックスという話が出てくるのですけれども、これも恐らく絡んでいて、公共私の主体がいわば参画しながら連携をしていくといったことが考えられればもう少し違った議論が出てくる可能性があるようにも思います。

その前提としては見える化が不可欠であって、未来予測ということですがけれども、まずは必要な情報をきちっと共有する、それを出していく。取組が進んでいるという情報だけでなく、こういった課題があるという情報も積極的に出していく仕組が必要ではないかと思えます。特に前半の議論との関係で言えばそういったことがあろうかと思えます。

公共私に関しましても色々御意見をいただきました。これについても制度がある程度用意をされているわけですがけれども、やはり前半でこうした課題がある、こうした問題を解決していかななくてはいけないということを出していただいたのですが、それに対応するような公共私の連携、協力のための仕組が十分かどうかといった問題があろうかと思えます。例えば認可地縁団体の話がたびたび出ておりますけれども、この仕組についても、さらに使っていくために何か改める必要があるかどうかとか、あるいは、事業といったことを考えたときに現在の仕組がそれに十分対応しているか。あるいは公務員制度との関係についても、ここでも出ましたし、あるいは前半の議論でもたびたび御指摘をいただいた点ですがけれども、これについても公共私の連携という観点から見た場合に、さらに考える必要があるかどうかといった点が問題になろうかと思えます。

行政のデジタル化も非常に重要なところでして、デジタル化をするためには連携をしないといけないとか、公共私の協力体制が必要になるといった、やはりテーマ間の関係があろうかと思えますし、さらに大屋委員からも御指摘がございましたけれども、情報は当然、地域を越えて動くものですし、そのためには技術が必要である。そのためにはお金をかける必要がある、コストがかかる。そのための人材が必要であるといったときに、果たして地方公共団体の役割あるいは国の役割、地方公共団体の中でも都道府県の役割とか市町村の役割とか、ここに出てきている連携体制が持つ役割とか、そういったことを特にデジタル化の特性との関係で考えなければいけないといったことがあろうかと思えます。それはこれから議論していくことになろうかと思えます。

最後に、議会については、本日もたびたび話は出てきておりますし、簡潔ではございますけれども、本日の資料の46ページのところに今、色々言われている課題が列挙されておりますので、こういった点について、さらに検討を深めていく必要があるのではないかと思います。

これから本当にあと1年でこれだけこなせるかという問題はありますけれども、今、貴重な御意見をいただきましたし、具体的にこうした資料をさらにそろえてほしいといった

要求、要望もありましたので、それを議論するまでに事務局の方に用意していただければと思います。

それでは、お願いします。どうぞ。

○大山副会長 先ほどつけ加えようと思って言い忘れたのですけれども、地域運営組織をこれから色々と積極的に活動していただくということになると、地域課題の解決に向けて色々なことをやるということですね。そうすると、ここと地方議会とどういう関係をつくっていくのかというのも大きな論点になると思っていますので、どこかで検討できればと思います。よろしくお願いいたします。

○山本委員長 ありがとうございます。

私も話を聞きながら思いましたが、広域連携以下4つテーマを列挙していただいたのですけれども、議論する際にはもちろん分けて議論していくことになるのですが、しかし、この4つの観点に、実はかなり密接な関係があるといったことがありますので、そういった視点を持ちながら議論していく必要があるのではないかと思います。

それでは、次の現行の合併特例法の話に入りたいと思います。

事務局から資料3の説明をお願いいたします。

○市町村課長 それでは、事務局から説明させていただきます。

資料3「現行の合併特例法について」でございます。

おめくりいただきますと、まず近年の市町村合併の状況でございます。平成11年3月31日の時点で3,232あった市町村数でございますが、いわゆる平成の合併を経まして、平成22年3月31日現在では1,727になっている。その後が現在の現行の合併特例法になりますが、そのもとの9市町村減って、現在、1,718に至っているということでございます。

その全国の日本地図をご覧くださいますと、赤、ピンクのところ非常に進んだ、平成の合併前後で比べると50%以上減ったところで、白とか青のところあまり進まなかったところということでございますが、よく言われますように、西側の方が比較的進んだという傾向があるということと、例えば東京、大阪のようところはあまり進まなかった。あとは北海道とか、そういうような傾向があるというように言われております。

2ページでございます。これまでの地方制度調査会の答申の考え方でございまして、現行の合併特例法に至る答申が第29次の地方制度調査会の答申でございまして、平成21年6月に出たものでございますが、市町村合併を始めとした基礎自治体についての現状認識につきまして、まず、残された課題として、全体的に見た場合には市町村合併は相当程度進捗したということを行った上で、ただ、地域ごとに大きな差異があつて課題は残っていますということを言っています。

小規模市町村における行財政基盤の強化ということで、例えば人口1万未満の市町村がまだ残っていますというようなこととか、一番下の大都市圏の問題でございまして、大都市圏においては市町村合併があまり進まなかったというようなことが書かれております。

3ページでございますが、この第29次の答申に至るまでは合併推進法制がとられていた

わけでございますが、ここで第29次地方制度調査会の考え方が示されておりまして、今後とも市町村の行財政基盤を強化していく必要があるということではあります。しかしながら、平成11年以来、強化された財政支援措置等によって全国的に行ってきた合併推進運動も10年が経過し、これまでの経緯や市町村を取り巻く現下の状況を踏まえれば、従来と同様の手法を続けていくことには限界があるということで、したがって、平成11年以来の全国的な合併推進運動については、現行合併特例法の期限である平成22年3月末までで一区切りとすることが適当であると考えられるということでございます。平成22年4月以降は、自主的に合併を選択する市町村に対して必要な支援措置を講ずることが適当であるというようにされたものでございます。

事務処理方策に関する基本的な考え方につきましては、広域連携のところでも説明したと重複しますが、要は市町村合併の他、共同処理方式による広域連携や都道府県による補完などの多様な選択肢を用意して、それぞれの市町村がこれらの中から最も適した仕組みを自ら選択できるようにすべきであるという認識が示されているものでございます。

その上で、次のページでございますが、今後の対応方策としましては、市町村合併は、行財政基盤の強化の手法の一つとして、今後もお有効であると考えられ、現行合併特例法期限後においても、自らの判断により合併を進めようとする市町村を対象とした合併に係る特例法が必要であると言っております。この法律においては、合併の障害を除去するための措置、要は合併の推進のための措置ではなくて障害を除去するための措置とか、住民の意見を反映させるための措置等を定めることが適当であるということが示されております。

次のページは第30次、第31次でございますが、第29次と考え方は変わっていないということでございます。

6ページでございます。現行の合併特例法の概要でございます。申しあげましたように、市町村の合併の円滑化のための法制というように位置づけられておりまして、行財政基盤の強化のために自主的に合併を選択する市町村を支援するものでございます。

特例措置の内容をざっと説明させていただきますと、議会の議員の定数、在任に関する特例ということでございます。合併しますと例えば2つの市町村の合併であれば、編入された市町村方の議員が議員としての身分を失うことになってしまうわけでございますが、それを合併の円滑化のための措置としまして、議員の定数を臨時的に増加させる。さらに、その増加分を編入された旧市町村の区域で選挙区を設けて選挙ができるようにすることとか、在任特例としまして、合併後の一定期間について、旧市町村の議員が議員として在任することができる特例を設けております。

地方税についても、市町村間で著しい不均衡があるような場合に、不均一の課税とか課税免除ができるとか、例えば三大都市圏の市であれば、本来であれば農地について宅地並み課税をしなければいけないのですが、それをしなくていいというような特例を設けています。

合併算定替ということでございますが、2つの市町村が合併した場合には、それが1つになってしまうと事務によっては規模の経済が働くということで、地方交付税が減ってしまうということがあるわけでございますが、それが直ちに減少するということになりますと、合併の阻害要因になるであろうということで、一定期間については旧市町村が存続しているものとみなして算定するということでございまして、現行法においては、この特例期間が5年間ございまして、その後、10年目にかけて激変緩和で少しずつ減っていくという仕組みになっているということでございます。

住民発議・住民投票の仕組み、合併特例区ということで、旧市町村の区域において法人格を有する区をつくって予算編成権もあるような形で住民の意見が反映しやすいような仕組みをつくっております。こうした特例でございますが、来年の3月末をもって失効するということになっております。

次のページでございます。合併特例法の変遷でございますが、推進法制になったのが平成7年の改正からでございますが、これは地方制度調査会の答申を受けて推進法制になっているのですが、地方分権の答申と同じ日に出されたものでございまして、このときに推進法制になったわけでございますが、その後、平成11年の改正、この年は分権一括法が制定された年でございますが、合併特例法が改正されまして、推進のための措置としまして、都道府県が合併協議会設置の勧告をすとか、内閣に合併支援本部をつくって合併支援プランをつくる。これは法律上の措置ではありませんが、そういう国とか都道府県が関与する仕組みが強化をされたということでございます。

その後、平成16年の改正でやや見直されたところがありますが、基本的には推進法制となっていたものを、平成22年の改正で、今、申し上げましたような円滑化のための措置というように見直すということになりまして、国・都道府県の関与は廃止をされて、求めに応じて都道府県は助言をするということでございます。

右の方に行きますと、財政措置でございます。これについても平成の合併の推進期間については、例えば合併算定替、先ほど現行法制では5年間と申し上げましたが、その推進期間においては前半では10年間の保障がされていたということでございます。地方債につきましても、平成の合併の推進期間については、合併特例債という非常に手厚い財政措置が講じられる起債が認められていました。平成の合併の後半の期間においても、合併推進債という、やはりメリットはそれなりにあるという仕組みが設けられていたのですが、現行の合併特例法においては廃止をされているということでございます。

次のページをお願いいたします。合併法制の沿革でございますが、昭和28年に町村合併促進法が制定されてから様々な形で合併法制があったということでございまして、昭和の合併が終わった昭和36年の段階で国とか都道府県が勧告をするようなものは失効しまして、その後、障害を除去するための法制ということでずっと続いてきた経緯がございます。

先ほども申し上げましたように平成7年に推進のための法制というように見直されて、それが平成22年にその推進のための法制というのが見直されて、現在の円滑化のための法

制に至っているということでございます。

10ページでございますが、現行の合併特例法に基づく市町村合併でございますが、7件の合併があったということでございますが、朱書きにしておりますのが合併特例法の中で設けられています特例措置を活用したものでございます。ご覧いただきますとおり、いずれの合併でも合併特例法の特例がまさに活用されて合併に至っているということでございます。

次のページでございますが、最近の合併に向けた動きとして、これは合併に至っていないのですが、動きが出たというものでございまして、色々な動きがあつてうまくいっていないものもあるのですが、赤く囲っているところは動きがまだ残っているというものでございまして、例えば群馬県の桐生市とみどり市の事例、館林市と板倉町の事例などがあります。休止とか様々な動きがありますけれども、まだその動きが残っているということでございます。

12ページでございますが、平成の合併の後、市町村の数とか面積、人口がどういように移り変わってきたかということございまして、小規模団体の話がございましたので御紹介させていただきますが、青い部分が人口1万未満の市町村の団体数・面積・人口でございますが、ご覧いただきますと、平成の合併前後で、やはり人口1万未満の団体というのは、数・面積で見ますと、かなり大きく減った。人口も減っておりますが、数・面積で見ますと大きく減ったということかと思えます。ただ、平成22年3月末から平成26年4月にかけての推移をご覧いただきますと、わずかながらではあります、やや増えてきている傾向があるということでございます。

次のページでございますが、都道府県別の市町村数の変遷でございますが、一番初めに申し上げたとおりでございますが、地域性がありますということございまして、冒頭申し上げましたように、大都市とかにおいて進んでいないとか、北海道などでは平成の合併前後でそれほど変わらなかった、というような傾向があるということをお示ししているものでございます。

以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして御意見等をいただければと存じますけれども、いかがでしょうか。

大きな流れとしては、かつては合併の促進、推進という制度がとられてきたのですけれども、現在はそうではなく、自治体が合併をする場合の障害を除去するという制度の趣旨になっているという大きな流れについて御説明をいただいたわけですが、いかがでしょうか。先ほどと同様で、基本的な事実関係についての御質問でも構いません。

それでは、市川会長、お願いします。

○市川会長 12ページの棒グラフですけれども、1万人未満のところの団体数が平成22年から平成26年にかけて増えてきているということは、結局、人口減がそうした小規模の自

治体で進んで、そして、結果として数が増えてきているという理解でよろしいわけですか。

○市町村課長 基本的にはそういうことかと思えます。

○市川会長 これは多分まだ増える傾向にあるわけですね。

○市町村課長 はい。

○山本委員長 そうですね。この12ページのグラフの意味ということですがけれども、さらに基本的な事実関係の確認でも構いませんし、あるいは今後の議論に関しての御意見でも構いませんが、いかがでしょうか。

それでは、伊藤委員、お願いします。

○伊藤委員 この問題、なかなか非常に難しいところだと思うのですがけれども、個人的な意見を申し上げれば、合併という選択肢自体をなくす、あるいはそれを非常にハードルが高いものにするというような形をとるべきではないと思っております。ですので、基本的には現行の合併特例法のように円滑化をするという措置は継続した方がいいわけですし、様々な選択肢の中から自治体が自主的に合併を選ぶということを支援する、あるいはそれを後押しするような取組というのは今後も必要なのではないかと思います。

もう一つ、今までで合併特例法というのは基本的に10年刻みでつくられてきたということなので、もし仮に現行の合併特例法と同じような形をとるのであれば、また今後10年というタイムスパンになるのかなと思うのですがけれども、2040年という、今議論しているものは、あと20年先ということもありまして、その際にどういう状況になるかというのは、一応、我々、バックキャスティングで考えてはいるのですが、まだ不確実なところがあると思しますので、個人的には当面、現行の特例法の枠組を維持するといいますか、更新するということが望ましいのではないかと思います。

○山本委員長 ありがとうございます。

そうですね。2040年に向けてという議論を確かにしておりますけれども、果たして合併に関して2040年に一体どういう状況になっているかはなかなか見通しが立たないところもあります。常に未来予測は不確実であるという御指摘もございましたけれども、特に合併という特定されたテーマに関して言えば、それがかなり強く言えるように思いますが、さらにいかがでしょうか。

それでは、田中委員、お願いします。

○田中委員 これまでの合併および合併へのプロセスにおいて、飛び地という問題について質問をさせてください。合併が一段落すると、現在ある飛び地というのはこの後、解消はなかなか難しい問題かと思うのですが、飛び地であることで生じるコスト面や、医療、介護、教育など、住民の生活環境においてマイナス面があるのかどうかというのを聞かせてもらえますでしょうか。

○山本委員長 飛び地の問題について御質問がございましたけれども、いかがでしょうか。この合併特例法の問題はさらに次回に議論をいたしますので、あるいはその際に少し資料を御用意いただく形でもよろしいかと思いますけれども、お願いします。

○市町村課長 今、小委員長からお話がありましたように次回に向けての宿題というようにさせていただければと思いますが、11ページに、今、動きが出ている事例で先ほど御紹介させていただきました桐生市の事例がございます。これはまだ合併に至っていない事例で任意協議会の設置の動きが出たのですが、相手側の方が見送りをして、今、任意の会議、連携を協議する会議として議論がされているという事例でございますが、これはまさに飛び地の事例でございます。桐生市の真ん中を貫く形でみどり市があるという事例でございます。こうしたものについて合併に向けた、あるいは連携の動きが出ているという事例でございます。どんなデメリットがあるかというのはできることを探してみたいと思っています。

○山本委員長 ありがとうございます。

次回に向けて、こういった資料をさらに用意してほしいといったような要望でも構いませんけれども、いかがでしょうか。横田委員、何かございますか。

では、横田委員、渡井委員の順にお願いします。

○横田委員 合併した市町村の中でも住民発議の有無があり、なしが半分半分だと資料を拝見しています。一方で、合併に向け住民が求めているが、結果的に結論が出ていないというところが多い印象を受けたのですが、要因がそれぞれ違うのだと思うのですが、何なのでしょう。結局、住民から求めて議論をしていく中で困難なものが多いという、住民側がやはり取り下げているのでしょうか、わかる範囲で教えてください。

○山本委員長 それでは、お願いします。

○市町村課長 住民発議は有権者の50分の1以上の方が連署で行うものでございまして、過半数で特に請求しているわけではないので、その住民のマジョリティーの意見なのかどうかというのはまたそこは違うのかなと思うのですが、一つのきっかけとして、議論を起こす仕組みとして設けられていまして、活用例があるということでございます。ただ、最終的に合併するかどうかというのは、その団体での意思決定ということになりますので、色々な判断の中で合併に至らなかったということなのではないかというように思います。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、渡井委員、どうぞ。

○渡井委員 ありがとうございます。

この市町村合併の状況という表紙をめくったところの図を拝見いたしまして、西の方が進んでいるというお話でしたけれども、やはり既に7割とか、そういうように成果が出ているというところは、今後、大きく動くところは恐らく少ないであろうというように想像いたします。そこで、今後、合併を円滑に進める上での支障をなくすということになりますと、やはりまだ市町村の減少率というのが低いところ、具体的には北海道などがここでは目立っているように見えますけれども、恐らく北海道は面積が広いということが背景にあるものと想像いたしますが、そういう減少率が低いところで自主的に自らの判断によって合併を進めようという動きがあるならば、その後押しするということを考えるのであれ

ば、そういったテーラーメイドのような形も含めた法制度は必要になるものと考えました。

ここは規制というのとは違うかもしれませんが、制度があるということが非常に力になるというように思いますので、どういった仕組みをつくっていくかが、2040年に向けては大事な視点なのかなと思っております。

以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

そろそろ時間ではありますけれども、さらに御意見はございますでしょうか。

それでは、大橋委員、お願いします。

○大橋委員 次回に向けての要望ということで、この資料の11ページの左下のところに、大阪府の合併に関する研究会について、「国に対し、合併特例法の期限の延長を求めていく」との記載があったという紹介があるのですが、支障を除去していくというスタンスを守りつつ、そうは言っても現行制度でもう少ししてほしいというような意見が自治体側から何か出ていたりするのでしょうか。わかる範囲で結構ですが、そういったこともあるのであれば、次回、拝見できると参考になるかと思いました。

以上です。

○山本委員長 それでは、それは次回に向けてお願いをしたいと思います。

さらにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日は様々な御意見をいただきましたけれども、そろそろ時間ですので、特段の御発言がなければ、ここまでとさせていただきますと存じます。

次回は、合併特例法の期限が迫っていることを踏まえまして、平成の合併後の市町村の姿等について審議を進めていきたいと存じます。事務局には、本日の議論を踏まえ、資料の作成をお願いいたします。

次回は9月13日金曜日、15時から中央合同庁舎4号館1208会議室で開催をしたいと存じます。

それでは、これもちまして本日の専門小委員会を閉会いたします。長時間にわたりましてありがとうございました。